

平成18年 No.44

東京学芸大学特任教員選考要項

改正理由

特任教員制度の設置に伴い、選考手続等に係る要項を制定するものである。

承認経過

平成18年12月 6 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学特任教員選考要項を次のように制定する。

平成18年12月7日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

東京学芸大学特任教員選考要項

(趣旨)

第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）における特任教員の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第23条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「特任教員」とは、国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（平成18年規則第22号。以下「特任教員就業規則」という。）第2条に規定するものをいう。

2 この要項において「学系」、「群」及び「教室」とは、東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）に規定するものをいう。

(選考)

第3条 各教室において、特任教員の配置を必要とするときは、特任教員の配置申請について（様式第1）により、当該教室が所属する群を所管する学系長を通じて、学長に配置申請を行い、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の承認を得なければならない。

2 前項による配置の承認を得たときは、各学系において、特任教員の選考を行う。

(選考手続等)

第4条 前条に規定する特任教員の選考は、特任教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が特任教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。

2 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、特任教員候補者選考調書（様式第2）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

4 特任教員の選考は、教授会において単記無記名投票による出席教授会構成員の

3分の2以上の賛成票をもって行う。

5 選考委員会委員長は、前項により特任教員を選考したときは、特任教員選考結果報告書（様式第3）により、選考結果を評議会に報告しなければならない。

6 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。

7 第4項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名相当以上の候補者となることができない。

(選考基準)

第5条 特任教員となることのできる者は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授又は准教授の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者とする。

(称号の付与)

第6条 第3条及び第4条の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教員又は特任准教授を称することができる。

(選考の特例)

第7条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考を省略するものとする。

2 前項の規定により選考を省略された者を採用する場合は、当該学系長は、特任教員採用報告書（様式第4）により教授会に報告した後、評議会に報告するものとする。

(選考委員会の構成)

第8条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

(1) 当該教室が所属する群を所管する学系長

(2) 当該教室の教室主任

(3) 当該教室に所属する教授 1名

(4) 当該教室を構成する分野が所属する学系及び施設・センターの教授 5名

2 前項の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることのできないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができます。

(選考委員会の委員長)

第9条 選考委員会に委員長を置き、当該学系長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

(選考委員会の開催)

第10条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公

示することにより替えることができる。

(選考委員会の定足数)

第11条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

附 則

- 1 この要項は、平成18年12月7日から施行する。
- 2 平成19年3月31日までの間、第5条中「准教授」とあるのは「助教授」と、第6条中「特任准教授」とあるのは「特任助教授」と読み替えるものとする。
- 3 第7条第1項に規定する在職時と同じ職名相当には、平成19年4月1日以降の当分の間、平成19年3月31日以前の助教授を准教授とみなして適用するものとする。

様式第1

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

○○○学系長

印

特任教員の配置申請について

下記のとおり、特任教員の配置を申請しますので、よろしくお願いします。

記

1. 配置を必要とする教室

2. 配置を必要とする理由

3. 特任教員採用予定日

4. 特任教員採用予定者

(○で囲む。) 新規者・退職予定者(氏名)・退職者(氏名)

5. 職務内容(担当業務等)

6. その他

特任教員候補者選考調書

(○ ○ ○ ○ 教室)

平成 年 月 日

○ ○ ○ 学系教授会

選 考 委 員 会 委 員

委 員 長

委 員

選 定 表

区 分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
選考委員会 開催年月日	
氏 名	

選考調書

氏りがな

生年月日

現住所

(国籍)

I 略歴

- 1 学歴
- 2 学位・称号
- 3 免許・資格
- 4 職歴

II 研究業績

- 1 著書
- 2 論文
- 3 芸術及び体育業績
- 4 翻訳
- 5 研究報告書及び調査報告書
- 6 学会発表等
- 7 学術研究上の開発
- 8 学術研究及び専門性に関わる受賞
- 9 その他学術研究上の特記事項
- 10 前回記載の主な業績

III 教育業績

- 1 教育歴の内容
- 2 職務の状況
- 3 教育上の実績
- 4 教育方法の工夫・改善
- 5 作成した教科書や教材等
- 6 教育上の能力に関する評価
- 7 教育面での社会的貢献
- 8 実務経験に関する特記事項
- 9 その他教育上の特記事項

IV 学界及び社会における活動

備考 外国人は、国籍を記載する。

様式第3

特任教員選考結果報告書

教室名	氏 名 生年月日 (年齢)	区分	選考基準 該当条項	選考委員会		教授会		採用予定年 月日
				開催年月 日	賛成投票 数	開催年月 日	賛成投票 数	

様式第4

特任教員採用報告書

教室名	氏 名 生年月日 (年齢)	現 職	区 分	職務内容（担当業務等）	雇用期間	備 考